

## 令和4年第2回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金)午後1時35分から2時50分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	5番	千光士伊勢男
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	11番	西岡 大作
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(2人)

4番	川島 一義
12番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

安芸	渡辺 禎宏
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について  
議案第2号 農地法第3条許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について  
議案第5号 非農地証明願について  
報告第6号 賃貸借設定の賃借料水準の公表について  
その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久  
事務局次長兼振興係長 長野 顕文  
事務局農地係長 弘井 恭介

## 8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数12人です。欠席委員は、4番川島一義委員、12番山内芳幸委員で、所用のため欠席との届出がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

2月2日、4日、7から9日にかけて、人・農地プラン座談会が市内5か所で開催され、各関係委員が出席しております。

2月14日に、高知市で、第31回農業委員会活動交流集会在開催され、長野次長が出席しております。

2月22日に、安芸市人・農地プラン検討会が開催され、有澤節子委員、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りとしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に野町重理委員及び大久保暢夫委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3届出についてですが、今回は2件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の7筆で、面積は全部で7,483㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の14筆で、面積は全部で6,092㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は3ページです。

申請番号1番と2番は譲受人が同一なので一緒に説明させていただきます。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の6筆で、地目は田と畑で、面積は全部で6,036㎡です。

親子間で10年間の使用貸借契約を更新する申請で、ミニトマト、水稻等を引き続き栽培する予定となっております。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の4筆で、地目は田で、面積は全部で3,327㎡です。

親子間で10年間の使用貸借契約を新規設定する申請で、ミニトマト、水稻等を引き続き栽培する予定となっております。

申請番号1番、2番の所在地につきましては、4ページと5ページに地図がございます。

江川内原野の特別養護老人ホームつつじの丘の北東にある農地、江川向島地区ほ場整備区域内にある農地及び江川折坂集落周辺の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、2月16日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員、お願いします。

7番樋口委員 2月16日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については西岡秀輝委員が関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(西岡秀輝委員退席)

事務局(長野) 議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番について説明いたします。議案書は6ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地3筆で、地目は田と畑で、面積は全部で2,155㎡です。水稻を作付けする予定がされており、貸借期間は3年間で、賃借料は10a当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、12ページの左に地図がございます。安芸市簡易水道井ノ口水源地の南西にあり、井ノ口国重集落に隣接している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、大久保暢夫委員、お願いします。

3番大久保委員 2月16日に弘井君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促

進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番については原案どおり決定いたしました。

議案第3号、申請番号1番の審議が終了しましたので、西岡秀輝委員を呼んできてください。

(西岡秀輝委員着席)

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から15番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野)

議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から15番について説明いたします。議案書は6ページからになります。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,446㎡です。水稻を作付けする予定がされており、貸借期間は1年間で、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、12ページの右に地図がございます。帯谷川の西で井ノローノ宮集落の東にある農地です。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で2,313㎡です。水稻を作付けする予定がされており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、12ページの右に地図がございます。申請番号2番の東で、帯谷川と僧津集落に挟まれた農地です。

申請番号2番と3番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては一緒に判断しますが、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり畑山甲の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で1,958㎡です。

水稻を作付する予定がされており、貸借期間は10年間で、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。旧畑山温

泉憩いの家の南東にある県道沿いの農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で2,356.04㎡です。

ナスを作付する予定がされており、貸借期間は20年間で、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、14ページの左に地図がございます。土居の野良時計の西で、県道高台寺川北線の南に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は848㎡です。

野菜と花を栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり米2俵代の条件で更新する計画です。

申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,680㎡です。

水稻を作付する予定がされており、貸借期間は10年間で、賃借料10a当たり米1俵現物払の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号6番、7番の所在地につきましては、14ページの左に地図がございます。土居の野良時計の西で、県道高台寺川北線の北と南に位置する農地です。

申請番号6番と7番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,453㎡です。

水稻を作付する予定がされており、貸借期間は3年間で、賃借料は10a当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、14ページの右に地図がございます。高知県農協あき北支所の北の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で2,385㎡です。

ショウガを作付する予定がされており、貸借期間は2年間で、賃借料は10a当たり50,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの左に地図がございます。高知県農協安芸集出荷場の北西の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号10番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で3,851㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は300,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの右に地図がございます。市道安芸駅前線と市道安芸伊尾木線が交差するところに隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号11番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,306㎡です。

ピーマンを作付する予定がされており、貸借期間は10年間で、賃借料は110,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページの左に地図がございます。安芸自動車学校の北東にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号12番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,102㎡です。

ナスが作付けされており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり米7俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページの右に地図がございます。穴内六丁集落に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号13番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,419㎡です。

申請番号14番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,257㎡です。

申請番号13番、14番ともにナスを栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号13番、14番の所在地につきましては、17ページに地図がございます。赤野太夫屋地の吉野池の南西で、赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号13番と14番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号15番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,662㎡です。

水稻を作付する予定がされており、貸借期間は10年間で、賃借料は10a当たり米1俵現物払いの条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。赤野太夫屋地集落の西に隣接する赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号2番、3番は大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員、申請番号4番は、小松豊喜委員、小松光正委員、申請番号5番から9番は、福本隆憲委員、野村勉委員、入

交大輔委員、申請番号10番は川島一義委員、渡辺禎宏委員、申請番号11番は樋口なぎさ委員、中平秀一委員、申請番号12番は野町亜理委員、長野榮徳委員、申請番号13番から15番は、栗山浩和委員、大野實委員に確認していただいております。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号2番、3番は大久保暢夫委員、申請番号4番は小松光正委員、申請番号5番から9番は入交大輔委員、申請番号10番は渡辺禎宏委員、申請番号11番は中平秀一委員、申請番号12番は野町亜理委員、申請番号13番から15番は栗山浩和委員、お願いします。

3番大久保委員 2月16日に弘井君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

小松光正推進委員 2月10日に長野さんと小松豊喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 2月15日に弘井さんと福本隆憲委員と野村勉委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

渡辺推進委員 2月14日に弘井君と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

中平推進委員 2月16日に長野さんと樋口なぎさ委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番野町委員 2月16日に長野さんと長野榮徳委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

13番栗山委員 2月15日に長野君と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

5番千光士委員 申請番号2番ですが、名義人はこの人達で間違いはないのか。

事務局（長野） 所有者は議案書に記載された方で間違いはないです。

議長 他に意見等はありませんか。

（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から15番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から15番については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中

間管理権の決定について説明いたします。議案書は18ページになります。農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の農地1筆で、地目は田で、面積は2,363㎡です。

作物は転借人がショウガを栽培する予定がされておりまして、貸借期間は3年間で、賃借料は10a当たり50,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページの左に地図がございます。高知県農協安芸集出荷場の北西にある農地です。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は1,289㎡です。

作物は転借人がショウガを栽培する予定をされておりまして、貸借期間は3年間で、10a当たり40,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページの右に地図がございます。

井ノ口宮ノ上集落の北西にある農地です。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,785㎡です。

作物は転借人がナスを栽培する予定をされておりまして、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。安芸自動車学校の南東の方にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は4,000㎡です。

作物は転借人がナスを作付する予定をされておりまして、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。申請番号3番の東に隣接する農地です。

申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,542㎡です。

作物は転借人がナスを栽培する予定がされておりまして、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり50,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの左に地図がございます。伊尾木の  
大谷川の北に位置する農地です。

申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地  
も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は1,302㎡です。

作物は転借人がナスを栽培する予定がされておりまして、貸借期間  
は15年間で、賃借料は10a当たり60,000円の条件で新規設定する  
計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの右に地図がございます。伊尾  
木岡地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号1番から6番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促  
進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事  
前にお配りしてありますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農  
用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に  
記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積  
計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件  
を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番は川島一義委員、渡辺禎  
宏委員、申請番号2番は大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委  
員、申請番号3番、4番は樋口なぎさ委員、中平秀一委員、申請番号  
5番、6番は内川昭二委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は渡辺禎宏委員、申請番号2  
番は大久保暢夫委員、申請番号3番は中平秀一委員、お願いします。  
申請番号5番と6番は私が行ないます。

渡辺推進委員 2月14日に弘井君と川島一義委員と確認してきました。説明ど  
おり間違いありません。

3番大久保委員 2月16日に弘井君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してき  
ました。説明どおり間違いありません。

中平推進委員 2月16日に長野さんと樋口なぎさ委員と確認してきました。説明  
どおり間違いありません。

1番内川委員 2月10日に弘井君と黒岩榮之委員と確認してきました。説明ど  
おり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促  
進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案ど  
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第5号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 議案第5号、非農地証明願について説明いたします。議案書は23ページをご覧ください。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は33㎡となっております。

所在地の地図は24ページに掲載しております。土居郵便局の南約30mの位置にある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和40年頃より宅地として利用され現在に至っております。固定資産の名寄帳及び現地の状況を確認し、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては2月15日に福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号2番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は2筆合計で148㎡となっております。

所在地の地図は25ページに掲載しております。井ノ口山田橋東詰めから約400mの位置にある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は50年以上前から植林等がされ現在に至っております。現地で竹木の状態を確認し、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては2月16日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は福本隆憲委員、野村勉委員、申請番号2番は大久保暢夫委員、西岡大作委員、お願いします。

10番福本委員 2月15日に弘井君と野村勉委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

6番野村委員 2月15日に弘井君と福本隆憲委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 2月16日に弘井君と西岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

11番西岡委員 2月16日に弘井君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第5号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして報告第6号、賃貸借設定の賃借料水準の公表について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 報告第6号、賃貸借設定の賃借料水準の公表について説明いたします。議案書は26ページと27ページです。

農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが農地法第52条で明記されています。同条の規定に基づき令和4年1月1日時点で賃貸借設定がされている賃借料の平均値等を議案書のとおり市のホームページ等で公表するものです。

公表の内容は例年とほぼ同じ分け方で、水稻、ナスは各地区ごとに、それ以外の作物については全域を一本化しています。その他施設園芸作物の欄に参考としてシシトウ、ミョウガ、トマト、ピーマンを表記しています。実際に算出に利用した作物です。また、施設果樹についても、文旦、デコポン、マンゴーを表記しています。これらも実際に算出に利用した作物です。

賃貸借については、大部分が10a当たり何俵代と俵単位で設定されていますが、あくまでも賃借料情報の公表が必要ですので、円単位に換算しています。高知県農協が賃借料用に公表している米の買取価格を参考に米1俵を10,300円で換算しています。特殊な事情等により、極端に高いものや低いものは除いて算出しています。

データが1件しかないものについては他地区と統合しております。

前年と比較しますと、多少の変動はありますが、米の買取価格の下落に合わせて下がっています。

議案書では参考として米の俵換算値も表示していますが、市のホームページ等で公表する際には円単価とデータ数のみを公表します。

以上です。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思ひます。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は3月25日の金曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

来年度の定例会等の日程の予定表をお配りしておりますので、参考にしてください。

また、来年の7月に委員の改選が予定されております。予定としましては、来年3月に各委員の応募を行いますのでよろしくお願い致します。

先月の定例会でも説明をしましたが、現在、国の方で農業関係の制度の変更が協議されております。農業委員会にも関わる重要な変更なので、次回の定例会で説明を行いますので、必ず出席をお願いします。

来年度の定例会等の日程の予定表をお配りしておりますので、参考にしてください。

事務局（弘井） 活動報告について、提出されていない方がいらっしゃいましたら、年度末も近いので、提出をお願いします。

議長                    以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。